



Q 育児・介護休業法が改正されて、男性の育児休業が取得しやすくなったと聞きましたが、改正内容について教えてください。また、

A 事業主を支援するような助成金制度があれば併せて教えてください。

「出生・育児等による労働者の離職を防止、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため」育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に施行されています。

男性の育児休業が取得しやすくなりました！

令和4年4月1日から、事業主の義務として、研修の実施や相談窓口の設置など育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置を講じることや、本人や配偶者の好適・出産を申し出た労働者に対して、育児休業制度等の周知と休業の取得意向確認を個別に行うことが必要となりました。また、育児休業や介護休業の取得要件のうち、「引き継ぎ雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃し要件が緩和されました。

令和4年10月1日から、男性の育児休業取得促進のための出生時育児休業（産後パパ育休）を創設し、通常の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間（2回まで分割可）まで取得可能となったほか、育児休業を2回に分割して取得できるようになりました。また、育児・介護休業法の改正に伴い、男性労働者の育児休業を取得させた場合の事業主を支援する「同立支援等助成金（出生時間立支援コース）」について、法を上回る雇用環境整備への支援や、代替要員確保の支援を強化するよう見直しすので、お気軽にご相談ください。

鳥取労働局雇用環境・均等室
電話0857(29)1709
働き方改革サポートオフィス鳥取
(鳥取労働局委託事業)
電話0800(200)32695

育児休業取得率が一定程度上昇した事業主の支援を新たに追加しています。鳥取労働局では、改正法に関するセミナーを開催して、周知に取り組みしています。また、雇用環境・均等室内に設置している相談窓口や、働き方改革サポートオフィス鳥取において、事業主や労働者の皆さまからの改正法や助成金制度の相談について広く対応していますので、お気軽にご相談ください。